

産業廃棄物収集運搬業許可証

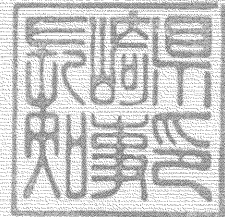
住 所 熊本県熊本市北区大鳥居町533番地1

氏 名 有限会社北部産廃 代表取締役 岩崎 和彰

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 4年12月14日

許可の有効年月日 令和 9年10月31日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、ばいじん、13号廃棄物

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上17種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年11月	1日	新規許可
平成24年11月	1日	更新許可
平成29年11月	1日	更新許可
令和 4年11月	1日	更新許可
令和 4年12月14日		変更許可
令和 6年 8月21日		変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無